

校訂 『犬山里語記』 (巻の二)

日 比 野 晃

はじめに

本稿は、肥田家蔵本(小島由松写本)を底本とし、犬山市立図書館蔵本(近藤秀胤写本)・国会図書館蔵写本・犬山北小学校蔵写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。
- 一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。また、片仮名も、特定のものをのぞいて、平仮名に統一した。そして、濁点・半濁点を施した。

一、和文中の漢文体については返り点を補った。

一、引用文・会話文あるいは特定の呼稱などには「」を、書名には「」を適宜付した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。また、宛字・借字は底本のままにして、その右横に振り仮名を補った。

一、底本の振り仮名は片仮名でしるし、他の難訓(音)には現代仮名遣いによって新たに付した。

一、底本には送り仮名の欠けている箇所があるが、特に意味がとれない場合に()をつけて補った以外は、そのままとした。

一、誤字と思われるものには右横に()をつけて訂し、脱字は()をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。

一、底本の二行割書の注記の類は「」を付して、一行組とした。

一、年号および干支によって表わされている年は、その右横に()をつけて西暦年を記した。

一、以上のうち、底本に引用されている証文などは、句読点を付したほか特に訂さないで、原文のままとした。

なお、本文の語句の注および校異は、語句の右下に()をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

注の中で用いている『尾州犬山城主記追加城主歴代記』・『犬山城主考』・『尾州丹羽郡犬山城主附』は岩瀬文庫(西尾市立図書館)蔵の写本である。

犬山里語記 卷の二 目録

- 一、稲木神社・田中天満宮
- 附、田中の森の事
- 一、中切村午頭天王社
- 附、社地の撰社
- 一、中切村蔵王神社
- 附、替地の御証文
- 一、中切村三孤神社
- 一、七軒町大泉宮
- 一、大本町村神明社
- 一、出来町村秋葉社
- 一、薬師寺境内の神社
- 附、白山宮替地御証文
- 一、先聖寺境内の神社
- 一、熊野町熊野神社
- 一、木の下村愛宕社
- 附、御証文并に社地・末社
- 一、内田村天道宮・福の宮
- 附、大泉宮・辻天王の事
- 一、瑞泉寺鎮守の社
- 一、妙感寺七面宮

附、天満宮・番神の社

- 一、本光寺妙見宮
- 一、妙海寺稻荷社
- 一、常満寺鎮守社
- 一、徳授寺鎮守社
- 一、専念寺鎮守社
- 一、快教院境内稻荷社
- 一、橋爪村の神社
- 以上
- 一、御城山貴船社
- 一、同 稻荷社
- 一、相生山熱田社
- 一、同 四社の御宮
- 以上
- 一、神主赤堀家の事
- 一、日比野伊織之輔
- 一、日比野但馬
- 一、田中権太夫
- 一、追住徳太夫
- 一、石川助太夫
- 以上
- 一、社地并堂舎地の除地有坪(1)の事は、寛政に、犬山御役所の御改有、

これによる。又、文政十年(一八二七年)に御国一統御改の事有之、往古の除地何反何歩、今平坪にして有躰(ありて)の地所何百何十坪の書上げ有。此御改は六尺五寸の杖(3)なり。寛政の御改は六尺杖と見たり。

犬山里語記 卷の二

諸神社

井神主・祠宮・陰陽師

一、稲木神社・田中天満宮相殿の社、余坂村に鎮座します。祭神は大中津日子命・少彦名命・道真公。右社地三畝歩、年貢地。大門口共(しめ)て有坪百廿式坪也。祭礼三月三日・六月廿四日・廿五日。右の社は延喜式内の神社也。(4)往古より犬山東田圃の中に田中の森と云所有、こゝに御鎮座ありしを、明和四年丁亥二月十七日、余坂村え遷座し奉る。且つ云、天正の比(ころ)、近辺の天満宮を合祭し奉る。田中の森は明和已来旧地となる。

一、田中の森、四畝拾壹歩前々除。今この旧地に鍛冶職の者、鉄床を鍛として小社を建立し、吹華祭の日、年番の鍛冶職より祭り奉る。右社・旧地共、神主赤堀氏代々掌す。むかしは産社の神官に堀采女といふ者ありて、田中の社に勤務す。今の富岡村に岡田党のもの有。むかしは田中森の神人にて有しが、富岡村にうつりてより農民となる。ふるき神楽太鼓・八つあし等持伝て村の合蔵に入置し事、其姓清蔵と云老人もの語りす。

「富岡村と云は、むかしこの田中の森の辺りなるよし。いつしか

一村離散して山新田に移る。今の富岡村これなり。木の下の城墟にうつる。今の木の下村なり。其余犬山へ住居をうつしたるも見へ侍る。外町に安田党有り。むかし、この富岡村より出したる也と聞ゆ」。

一、牛頭天王社 中切村に鎮座

祭神、素戔鳴尊・稲田姫也。社地四畝廿八歩、年貢地。坪数、三百五十八坪有。祭礼、六月十四日・十五日。馬の塔五足出る。夜は鈴の舞有て数多のとぼしもの。参詣群集して賑々鋪祭事也。此社は、むかしは中嶋郡三宅村に有しを、慶長十年四月に御城代小笠原伊賀守家時(6)、国侯忠吉卿御病き平癒祈願にて再建有。南向にましますを安永九年庚子に社を建立して造開遷宮し、今の東向に成。日比野氏(7)代々掌之。右境内の社、左の通。

一、稲荷社

祭神、天照大神・倉稻魂神・瓊々杵尊。祭礼、二月初午。

一、稲荷山神相殿の社

祭神、右同様に大山祇神。祭礼、十一月七日、同十日。

一、八幡社

祭神、応神天皇。祭礼、八月十五日。右祠宮、日比野氏。

一、蔵王神社 中切村井堀の里に鎮座

祭神、安閑天皇。社地八畝拾六歩、前々除。此有坪、四百三拾九坪也。享和元年酉に木曾川堤腹付敷(9)(地)廿五歩と相成、丹羽郡木津村におゐて替地御証文被下置候。此社のむかしは西向にて、鳥居もありし由聞侍る。正徳六年丙申八月、今の東向に成。祭礼、六月五

日・六日。

里語に、此社は「ヤロカ水」の節、木曾川に流れ来給ひし神体を喜兵衛いふもの、日比野氏、拾ひ得てまつり奉ると云。あるとし大に魘す。此御神へ里俗雨を乞ふ。速に靈驗ありて、その御神の徳を感じ奉り、社を建たりと云う。神体は木像にてまします由。

或書に、石河備前守光吉⁽¹¹⁾犬山籠城の節、清州方より犬山の城を取巻んとて瑞泉寺に五百騎、正法寺川原に三百騎、藏王の森に三百騎相詰たる由見侍る。さすればふるき森なるべし。又、石河備前守当御社へ除地御証文もこれあるよし聞へける。其御証文は紛失歟今不知。「ヤロカ水」の節いかゞなる歟不詳。

右祠官、日比野但馬代々掌之。

覚

一、畑、式拾五歩

丹羽郡木津村

見取所之内

右者寛政十一未年、犬山中切村藏王社御除地之内、木曾川堤御普請ニ而敷地禿ニ相成候付、未、申、酉三ヶ年之間井領米被下來、戌年、大津村見取所之内ニ而替地被下候筈ニ付、今般右之通為替地相渡候、已上

(一八〇二年)
享和元年酉十一月

地方吟味役

大塩藤八 判

小牧御代官

馬場善助 判

犬山中切村
藏王社人

日比野多門方

一、山神 井堀前川堤に森有、無社。

祭神、大山祇神。祭礼、十一月七日。日比野但馬掌之。

一、三狐神社 中切村に鎮座

祭神、倉稻魂神。祭礼、六月五日・六日。社地十五歩、地貢(地)。

此有坪、三十八坪也。一曰、社宮司の社、むかし三狐尾寺の鎮座にてましますを、天正年中に中切村へ鎮座し奉るといふ事聞へ侍る。又曰、此社、里語に「ヲチャセン」と申奉る。織田内大臣信雄公を祭り奉るといふ。公の童名を茶筌丸の申によるといふ。鷲見清左衛門・栗木茂七等の祖は公に仕て浪人し、犬山に来住す。故に其靈を祭り奉ると其家に申伝ふ。鷲見は御足輕鷲見清左衛門、栗木は中本町朝福屋茂七也。或人曰、織田与次郎信康本城を乾山にうつす。三狐山の三狐神を中切村に移す。俗に「ヲシヤクシ」。此事、木の下村与次郎といふ者嘶しの由を、享保十七年子五月廿三日長谷川専八覚書の内に記したり。

右社は日比野但馬代々掌之。

一、大奥宮 鵜飼町の内、七軒町に鎮座

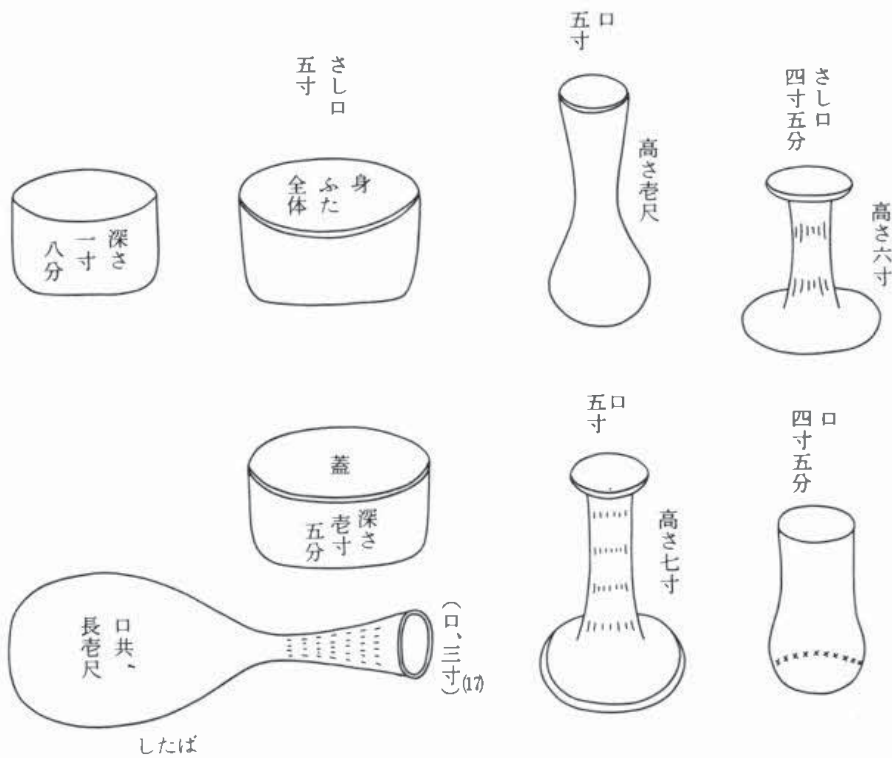
祭神は国狭槌尊・春日の神相殿也。社地三畝拾歩、前々除。此有坪、百四拾五坪。祭礼、六月十四日・十五日。勸請の年月不知。寛永十五年戊寅正月社を营造し、又文化十三年社を再建し奉る。造改・遷宮有。文政元年戊寅九月十四日、此社地の西南石がけを補んとて、

あたりの人々うちより石積侍りしに、石のたらざる事有。むかしより此社地に石多くある事を知りたる男ありて、其所を掘るに、はからずも、古き剣の土に錆て折たるを掘出し、及び土にて造りたる壺やう

のもの数多掘出したり。おれたる剣はつゞけ待るに四尺にも余り。此有様古墳と云ん。其ほりたるものがた如図。



つるぎの腐である図。つゞけば四尺餘り。



身・蓋物数十九。素焼にして、口五寸より四寸五分相混す。壺式つ、高つき鉢(式つ)、此分は薬焼。水溢鉢のものひとつ、此分図のごとし。へら目の模様あり。腐刀凡四尺余。メ廿五数也。これを其所に元のごとく納て、其上に松を植てしるしとす。

此社を、里俗、「岩かたの宮」とむかしより申ならはしたる社也。「イハ」、「ニハ」の同音にて、「丹羽かたの宮」といふ事歟。左あらば県主の神廟なる歟。此地より、むかし幽霊の出る事折々なる由。里人も何の霊といふ事をしらず、唯、恐怖して社を建立し、神と崇め奉る由。其社はこたび堀たる所に建立したる由。後年相殿を造立し、後口へ社をうつし奉る。今の鎮座の事也。むかし、社務喜太夫、日比野氏などは「此大なる石は此宮の神体也、決して動すべからず」と云事ありし由。今人、其事をわすれて堀たるこそ、こたびのしるしを植て、神廟もまた顕然たり。

一、当所を乾山といふ。又、乾峯といふ。国の乾に当るゆへなり。今は犬山に作る。乾山とは、今の城山を指て云と見たり、又曰、大県宮古の神主野呂何某一家七人有。何れも宮の辺に住居せしむ。其故に此所を七軒町と云へり。然ども、言伝にして(旧記)なし。惜哉。

一、尾張国乾山大県の宮ハ祭神国狭槌尊也、春日大明神者祭神天津児屋根命也、両神人王七十一代後三條院御宇、延久元年八月(一〇六九年)吉日奉勸請也、其後御神徳日日仁厚久、人人志益盛仁志天恒例乃神事不怠、時時修補怠留事無志止云止毛、何礼乃時加志乃人少久志天修覆怠里、神主毛亦絶多利、社頭悉久亡夫志天、御璽於中切

藏王社仁奉納事多年、惜哉、此節旧記紛失世里、慶長六年八月吉日、

小笠原和泉守吉次聞之、初乃如久造立志奉奉止云止毛不成、仮仁

小社於建天、大泉宮乃御聖於被奉遷止也、其後寛永十五年正月、

後藤彦助別社於建天、春日大明神乃御聖於奉遷也

寛永十五年(正月)吉日

神主 日比野 喜兵衛

願主 後藤 彦助

大工 中村 三右衛門

同 水野 又十郎

寛永十五年、納置一軸亡夫世里、如元令書写者也

一、当社大泉宮、慶長六年八月吉日小笠原吉次公御造営之後、

寛永十五年正月吉日春日大明神造立 願主町人 後藤彦助

寛文七年正月吉日造立 右彦助梓 後藤彦助

吉次公御造立之大泉宮、○何之時哉亡失而、御卯於春日大明神
仁奉合止也

正徳二年四月吉日後藤新兵衛志願仁依天造立

享保十九年三月吉日御屋称修覆并祝詞屋再立

享保甲寅三月七日

神主 日比野 喜太夫

諸司 日比野 刑部

重好

大願主 加藤藤原嘉久

同 加藤藤原嘉敬

右三ヶ條、大泉宮の事、藏王神社の社頭に秘置有しをうつし侍る。

後藤彦助とは中切村の住人にて、今は其胤井堀の里に老婦老人残

りたるよし。中切先堤に彦兵衛猿尾といふ有。後藤の家名、今、猿

尾にのこりたり、加藤喜久・嘉敬の式人は上本町吉田屋喜右衛門・

吉田屋喜兵衛と見へたり。

一、神明社 大本町村に鎮座

祭神は天照太神。勸請の年月知不。元龜元年とも云り。社地五畝

歩、前々除。此有坪、式百八坪也。東の方に百五十四坪余村方へか

し地有。祭礼六月十日・十一日。

里語に、此森には往古社なし。伊勢参宮下向の時、里人酒迎をし

たる所也。後に神戸氏社を建立といふ。年月不知。むかしより村控

に候処、宝曆年中より同村修験・快教院控となる。

一、秋葉社 出来町村に鎮座

神体は三尺坊、觀世音相殿。此社地老反式畝廿七步、年貢地也。

有坪、三百九十九坪。但し大門口共。祭礼、六月十七日、十八日。

勸請の年月は不知。昔より青海山薬師寺境内に「今、金毘羅社有。向の

林中に塚有」鎮座ましますを、明和元和申九月、今の社地へ遷座まします。堂守庵室は明和九年辰九月に要心の為、番小屋を村より建るといふ。右社は薬師寺の持也。

一、白山権現の社 薬師寺境内に鎮座
神体は伊弉諾尊・菊理姫神・大己貴神。此社、むかしより大本町龍雲寺に鎮座也。今、矢口御氏の屋敷に大樹の古株有。坂の北其所に鎮座有しと聞侍る。則、御証文如左。

大本町龍雲寺屋敷之為、替地上本町与平治武可への畠式反相渡し申(候)、早々白山二社御移し可被成候、為後日仍如件
寛永五年

辰卯月廿一日

薬師寺

法印

都筑市左衛門 書判
長井兵太夫 書判
千田善左衛門 書判

右御証文薬師寺に所持す。畠式反は薬師寺境内南の所也。此竜雲寺とは、むかし薬師寺の寺家也といふ。

白山二社と有のはいかゞ。今有る大黒の社か不詳。

- 一、弁才天社 薬師寺境内に鎮座
- 一、金毘羅遙拝所の社 右同断
- 一、天神社 先聖寺境内に鎮座

祭神は菅相府道真公。「此神体木像にて、立像と聞侍る。至て古く

ましますよし、恐らくは天つ神のならん。」此社地畝十五歩、前々除。旧地にして今の鐘樓門の北也。今所へ遷座は次の富士塚(の)部に出す。祭礼、六月廿四日・廿五日。とぼしものにて賑々敷事也。

今の御社は貞享五年戊辰八月建立して、造改遷宮し奉る。御額は、一珠院様御染筆。此社、勧請はふるくして不知。先聖寺開基以前、昔は徳授寺より采配の事も有し由聞へける。寛文のころ社守千日房といふ者あり。貞享元年甲子に医師鈴木玄察、隠居して一庵を建立し、禅宗黄檗派天神庵と号す。御国五庵の一つなり。其身法体して寂翁

為和尚と称す。殿様へ御目見(等も勤め)、遷化の後は玉堂和尚の弟子翠山長老、社守をつとむ。此僧、後は熊野権現の社守に移る。元禄年に書記する書に、高祖の天神除地三畝と有。この高祖の事、此社なる歟、田中の社なる歟不知。両社とも御除の畝歩相違す。

高祖の天神とはいづれなる哉。

一、浅間社 右同断境内に鎮座

祭神は木花開耶姫。社地式畝歩、前々除。祭礼、五月晦日・六月朔日。往古より此塚にまします御神也。先聖寺開闢以前は大本町富

土塚と云。「大本町とは武士陌(まぢ)大本町の事也。坂下大本町にあらず。」御社は貞享三年乙丑に下本町農鍛治立石六右衛門建立す。享保二年

- 一、下本町立石六右衛門家重と云者、祖の墓有る龍雲庵に詣んとて、同氏又三郎に逢ふ。又三郎語りて曰、「富士塚の桜、今を盛りと咲立。より見参らせん哉」と云しに依て、家重かの桜花を見る。其妙なる

事、感に堪たり。思はずも一枝を折て、祖の墓に是を手向て帰る。家

重つかふ小童、怪の心地して或は怒り、或は走り、大声を放て、「われは此塚に上久し山の神也。汝いかなればわが愛(す)るところの桜を荒し、悪き所為哉。今より汝が家族をして煩はしめ、終に取殺んものを」と家重向ふて託する事止す。家族もろとも大い驚き恐怖して、祈禱を盡せども印なく、兎やせん角やせんと辛苦する事日あり。家重、垢離・精進してかの小童の前に跪き、頭を低て拝伏し、「われ、かゝる貴き神木とは更におもはず、花の妙なるに迷て一枝を折る事、其罪免るゝ所なし。されば懺悔・渴仰し奉る。神慮をすゞしめんより外なし。願くば、今鎮座まします岡を素より富士塚と申せば、浅間大菩薩と崇め、神影を納奉り、小社を拝し永くわが家をして破壊なさしむべからず。こたびの罪免じ給へ。幸ひに我家永く守護し給ん事を」と誠心を述べければ、神慮にや叶けん。忽かの小童、夢のさめたのごとくこゝちして、元との如し。されば、日あらずして、番匠水野半左衛門棟梁して成就の日、天台大阿闍利勸請の導師をとめしむ。今の至りて、立石六右衛門より祭礼の節、神酒・供物等を奉る。修理も又怠る事なし。祭礼掃除の時、又三郎も右の由緒(にて)、老人を出したるといふ。

天台大阿闍利とは延命院の住職也と聞侍る。

或時、一農夫、予にかたりて曰く、「中(切)むら井堀の南にて境内に低き所あり、字を四日市と云。こゝに継きて藤の森といふ所有。

これは往古より立石六右衛門の持畠なり。むかしは先聖寺の天神ここに有しを、今の所へうつり奉り、其後六右衛門の控畠となる。」と云し。

予思ふに、ふるき事の悲しさは違へる事有り。此ものがたり実説ならば、天神の社にあらず、浅間の社なり。富士森とは富士権現の鎮座なるべし。且つ、立石の家、予も当代迄は四代の交りふかく、しかれども、終にこのことを不聞。これはかの農夫のきゝ伝違へる事なるべし。

一、弁才天社 右同断境内に鎮座

富士塚の乾に堀を隔て岡有、こゝに鎮座まします。此御社は享保改元の年建立と云。

むかしより石灯笼一基有。安永のころ、中本町朝福屋弥左衛門新規に石灯笼一基寄附して、有来りし灯笼を借り、わが庭に居てたのしむ。其後、先聖寺へかえしたり。今、方丈の庭にありける石灯笼なり。てしまいに作りたるものなり。

名古屋建中寺小書院の庭池の向なる山にこれある。泰心院様御寄附の石灯笼一基あり。これを拝見するに、先聖寺の灯笼同石、同作りと見ゆ。これは利久の好にて、日本に三基有。一つ是、一つは京都東山金地院の庭に有、一つは不知と聞侍る。恐らくは先聖寺の灯笼、そのひとつならん。

一、稲荷社 右同所に鎮座

是は中本町日比野庄左衛門より預りの社也といふ。

一、稲荷社 富士塚に鎮座

一、熊野権現社 熊野町に鎮座

祭神、伊弉册尊・速玉の男・泉津事解の男。社地六畝廿歩、前々除。此有坪、四百拾九坪也。祭礼、八月十二日・十三日。勸請の年月

不知。社古し。寛文八年戊申に再営と云。其節、社守、真言宗にて

智玉と云僧つとむ。又曰、同十三年に高野山円明院の弟子養順と云

僧社守す。延宝四年辰七月、禅宗黄檗派に改り、熊野山先聖寺とす。

当社は今に至りても先聖寺の持也。先聖寺、外町(へ)易地する事、

先聖寺の部(に)頭す。東名栗町南側のうら地、垣外の畠有。権現地

といふ。耕作する人、少しの所務を此社へ献納。是は往古、鎮座の

旧地といふ事も里語に聞へけれども、思ふに、全く名栗町の裏地に

て奉納したるものなるべし。

一、愛宕社 木の下村に鎮座

本地、將軍地蔵、四天王相殿。社地、前々除。町歩・有坪等は延命

院の部に頭す。祭礼、六月廿三日・廿四日。勧請は慶長十一年丙午

也。犬山鍛冶屋町銘鍛冶兼常といふ者、当神を帰依し奉り、本山長

床坊に登り、修験と成て長泉坊と号し、鍛冶(屋)町居宅の裏に勧請し奉

る。「此時、庚申も勧請といふ。」御城(主)小笠原侯も御信心にて、兼

常に御証文等下し賜るなり。今、延命院に秘蔵す。一説に、勧請、

愛宕山大権現・熊野大権現・木舟大明神と有。

愛宕勧請建立之事

一、本社愛宕大権現

一、末社者稻荷大明神、熊野大権現、山王大権現

右之分、大檀那之任意趣造立し而、天下泰平、国土豊饒、城主

代々武運長久、万民快樂、全法久住之旨、無怠転可被勧修者也

慶長十年五月 日

義且 花押

長泉坊

大山之内愛宕屋敷敷共令寄進候、一切赦免諸役并町次之所、如件

慶長十年

十二月三日

長泉坊

小笠原和泉守

吉次 花押

其方諸役之儀、丑年々今迄免許無紛処、一筆遺候者也、仍如件

申

六月九日

長泉

小和泉 花押

義且法印勧請の証文は慶長十年也。しかるに十一年勧請とは、か

ぢや町より木の下村御城跡へ御遷座まします時なる欵。申の年はい

ぬ山御在城に無之、長泉坊、常州笠間(一六〇七年)に行て戴し事な(る)欵。御入

城、慶長五年庚子にして、御退城は同十式年丁未也。此八ヶ年に申

なし。御文言の内、「丑年より今迄」といふ事は慶長六年丑なるべし。

『御城主記』に七年六月に長泉寺小笠原伊賀守家牧建ると見たり。

小笠原伊賀守は国侯忠吉卿の御馬廻りにて、犬山城代役をつとめ給

ふと云事聞侍る。中切村天王社、小笠原伊賀守家時建る有。同時に

同受領の事いぶかし。「時」、「牧」の書損なる欵。

一、摩利支天社 右境内末座

一、弁才天社 右同断

一、稻荷大明神社 右同断

此稻荷の社は、銘鍛治包重左衛門先祖、大和国より守護し奉りたる御神也。むかしは御家中伊勢文五右衛門御屋敷に預け置候処、伊勢御氏蛇を切つてたゞりを受、終に断絶す。(一七〇〇年)元禄十三年庚辰七月以来此境内にうつし奉ると云。則、包重の持也。

右別当、愛宕山延命院。

一、福宮・天道宮相殿社 内田村に鎮座

福の宮は神体、弁才尊・大日靈貴尊。おほひるめのむちのみこと天道宮は薬師如来。右社地、東西八間、南北拾壹間、除地。外に貳畝十六歩、天道・天王兩社の社地に内田村より添地。此分も除地也。福の宮祭礼、十一月朔日。

瑞泉寺より祭る。是は瑞泉寺鎮守の社也。天道宮祭礼、八月十二日。村より祭る。福の宮は応永廿七年丁酉(四)に勸請。天道宮は、里語に、「瀬方の天道」と申奉る。今、合祭に成。

一、大泉宮 右境内にて東に鎮座。

此社の旧地、内田村かし地と成。南北四間半、東西四間の所、除地。是は、むかし瑞泉寺に尼僧寺大疑庵と云し寺有、其鎮守の御神也。

一、天王社 右境内西に鎮座

祭神は大己貴尊。祭礼、六月十六日。内田むらよりつとむ。此社は、むかし内田村にて、辻天王と申奉る也。其旧地も有りし由。今、これをしる人なし。可惜々々。一説に、むかし天王坂にましますといふ。今、御旅所大門口北の蘆池これと云也。

一、大神宮社 瑞泉寺に鎮座

祭神、大日靈貴・日本武尊・弥勒菩薩。(一四一五年)応永廿三年乙未に勸請。

当山の鎮守にて、靈龜廟と云。

一、七面宮 妙感寺山内に鎮座

勸請は天和元年也。祭礼、九月九日。御額は諦幼院様御染筆。(一六八一年)

一、天神社 右同所

勸請は寛文元年辛丑十一月八日と云。此社、里語に、むかしより上み大本町西がわの屋敷内に鎮座ありしを、妙感寺へ遷座し奉ると云。又曰く、神戸氏より寄附也とも云。

一、番神社 右同所

勸請は貞享二年乙丑九月。祭礼、十一月八日。(一六八五年)

一、妙見宮 本光寺に鎮座

神体は長三尺の宝剑也。勸請は寛文中の由申侍る。今の社は天明年中に再建有。昔は木像にてまします所、火災に焼失す。其後は宝剑を神体とす。祭礼、八月十四日・十五日。里語に、此妙見宮は千田御氏の持也。千葉常胤、甲の前指なるを妙見とあがめ奉るものといふ。千田御氏は千場・千葉氏なり。

一、稻荷大明神 妙海寺境内に鎮座

相殿に欽明天皇の尊像祭り奉る。勸請は慶長三年甲子五月也。祭礼、二月初午。(一)

一、番神社 右同断

祭礼、十一月八日。

一、天照大神・八幡・春日の三社、専念寺鎮守社。

一、石山大明神 常満寺鎮守社。

祭神は八幡宮・春日大明神・道真公。

一、天照大神・白山宮・天満宮 徳授寺鎮守の社。

一、稻荷社 快教院鎮守の社。

祭礼、二月初午。此社、むかしより此境内に鎮座有。徳願寺鎮守の社の由。今の社は、いわゆる清六寄附して再建。

一、若王子荒神宮 橋爪村に鎮座

祭神、事解男神・伊弉册尊・速玉男神。祭礼、八月十五日。社地

老反老畝歩、前々除。社附田五畝歩・畑六畝歩、前々除。大門下畑

廿七歩、地貢地。勸請は不知。元禄十三年庚辰正月に再建也。宝物

等は宝永七年庚寅、火災にて焼失といふ。

境内末社

一、八幡宮・子安宮合殿

一、雨の宮

一、風の宮

一、愛宕社

右の四社は享保三年戊戌八月再建し奉る。右祠堂、田中権太夫代

々掌之。

一、天道宮 橋爪村に鎮座

社地式畝歩、村支配。

一、神明宮 同断

社地老畝十五歩、村支配。

一、大日宮 同断

社地老畝歩、村支配。

一、天神社 同断

社地老畝廿歩、支村配。

一、瓦塚天王宮 同断

社地老畝十八歩、村支配。

一、八龍宮 同断

社地三畝歩、村支配。

以上六社、橋爪村にて村控の神社也。

附録

一、貴船社 御城山に鎮座

祭礼、九月九日。里語に、此御社、往古、修験万蔵院の鎮守と云。

また、兼山より御引移の社ともいふ。

一、稻荷社、山の大神相殿 三光寺御山に鎮座

祭礼、二月初午・十一月七日。

右両社の祭礼は御役人様御取扱にて、当日、御用人様為御名代、

御参詣被遊候御事也。

一、相生熱田社 相生山に鎮座

享保元年に産社の御社内より此山へ御遷座まします。

一、相生四社 相生山に鎮座

享保式年に御城内より当山へ御遷座と云。御控の御社也。年内御

祭礼は多く、中にも祈念祭・新嘗祭等は格別の御神事にて、西の保

村・三輪・若狭、其外当地にて日比野の両家、橋爪村の社人両家、

羽黒村の社人両家、今井村・前原新田等の社人参勤にて、長岡御氏

勤之。市女は成海の金剛院より参勤す。右御社御遷座の節、御用掛

りの人は鍛冶屋町自広清太夫、練屋町弥左衛門親子の内、同町利左衛門等也。社務は津田大忠掌記す。

神主・社人・陰陽師の部

産社の神主、従五位下赤堀長門守藤原在誠は、俵藤太秀卿、卿の後胤四十式世の孫なり。居屋敷壹反四畝廿四歩、前々除。

二条殿御執奏にて、寛政八年丙辰十月廿五日に官位勅許有。前代

迄吉田殿御執奏にて有し処、御社共当代より二条殿の御執奏と成。

天明九年酉正月、神拜式吉田殿より御相伝。同年六月、風折烏帽子

狩衣等の御免許状吉田殿より被差賜。享和三年亥閏正月、吉田殿より

諸事御相伝相濟。当穢の服の事は堀河宰相殿日光え勅使の節、四月

三日加納宿に御泊有、其節、加納御本陣におゐて堀河殿烏帽子親

にて元服相濟、立帽子一頭被下置候。年号

当家は弘安六年に赤堀藤太郎事幸といふ人、伊勢国赤堀村より犬

山え来りて、始て神職に成といふ。此家、国侯へ御目見仕候事、五

社(の)神主の次座也。宗門一札は名古屋寺社御奉行所へ差出し、諸

事直達の家格也。むかしは大山にて町御奉行所え堀兵部丞と申入、

一札差出しに相成候処、元文の頃に哉、御当地の寺社御奉行所御支

配と成。又、当代にて御華格以来旧のごとく、殊に殿様へ御目見仕候

儀も、文化十五年の春御入城の節始て別席御目見被仰付候。世代の

内、永禄年中、赤堀民部盛勝という者有之。寛永五年(の)棟札に神主

又左衛門と有り。又、長太夫と云事有、此長太夫を上野介盛卿と云。

其子、堀兵部丞「当代に、赤堀氏を堀と改む」盛定、寛文(の)頃也。此

代に御本殿其外祭文殿・拝殿并居宅迄も営みたと聞ゆる。外宮の

権祢宜出口延佳門人に成候て、寛文七年に始て吉田家へ入門、風折

烏帽子・狩衣等着用の免許状有。其子、正六位堀大隅守盛信、元禄

十六年末五月、吉田殿にて風折烏帽子・狩衣着用の免許。同年七月

三日に官位勅許有。其子、正六位堀長門守輝信「後、石見守に改、又、

播摩守と云」正徳五年末七月、吉田殿より風折烏帽子・狩衣着用の

免許。同年八月三日、官位勅許有。其子、正六位堀大隅守輝栄「後、

有定に改む」宝暦十三年午八月、吉田殿より風折烏帽子・狩衣着用の

免許。同月廿九日に位階、七月朔日に大隈守と勅許有。明和三年

戊七月齋服・千早以下の免許。当社祭礼の節、他社より参勤の神職

に立帽子・浅沓着用の免許吉田殿より被下置。又、安永三年午十

二月、紫差貴着用の免許状。老年に至りて、生霊の靈神号を吉田殿

より給り、忠霊神と称す。歳八十に余りて上京し、吉田殿にて神体

勸請の御相伝濟む。「吉川以是翁以来御相伝なしと聞ゆ」鳩の杖拝領

す。生涯に、殿様并吉田殿より拝領の品多し。一々に記さず。古来

稀なる人也。其子。当職長門守也。「堀氏を赤堀とす」

当社のむかし御神官の人々多く有し由、其名前、慶雲庵の過去帳

に見侍る。三蔵・庄三郎・清九郎・茂右衛門・長右衛門・又右衛門・

吉平・庄左衛門・五郎右衛門・佐兵衛・長蔵・武左衛門。右の衆は

過去帳に祢宜屋敷とあり。庄三郎(は)森氏にて妥女の祖と云。権左

衛門は石原氏也。神官石原佐兵衛と云事聞ゆる。承応・寛文・元禄

・正徳・享保・寛保・明和の卒也。武左衛門、後家よりといふ者、

明和六丑年に死す。

子は少小の比迄は、およのといふ姥残り居たり。宅は神主屋敷内東へかた也。西の方にて、一軒はむかし祿宜やしきの由聞ける。

一、中切村牛頭天王社祠官 日比野伊織之輔

居宅は社地也。宗門一札(は)御当所社御奉行所へ差出し、諸事当地御役所の御支配也。日比野氏族は中切村に多し。むかしより別に墓所有、これを宗九が墓と云。木津扨の巽の方也。むかし宗九郎太夫あり。其子、平太夫、延宝(年)中、吉田殿にて風折烏帽子・狩衣着用の免許状并神拜式御相伝の免許状あり。其子、猶彦、正徳の頃、父同様の免許状。其子、左門、明和のころ、父同様の免許状。「和泉守と云」其子、当職伊織之輔義、安永四年末に父同様の免許有。

一、中切村蔵王神社祠官 日比野但馬信安

居宅は社地也。宗門一札は犬山御代官へ差出し、諸事当地の御支配也。初代、喜兵衛と云。二代、惣十郎。三代、平馬。四代、喜太夫、寛文の頃。五代、喜太夫、元禄四年に死。六代、主膳、元禄十三年に死。七代、喜太夫、享保九年に父の業を継、同廿年二月死す。八代、平馬、享保廿年に父の業を継、文化九年に死す。九代は当主但馬也。一日、多門。八代、平馬より、吉田殿にて、風折烏帽子・狩衣着用の免許状、神拜式御相伝有。是を、里俗、権頭と云。当主も又、父同様の御免許也。当主の息、石見守誠、父同様の御免許。其上、一日晴の衣冠御免許有之処、大隅守有定の推挙にて、産社大祭の節も着用の御免許なり。

一、橋爪村若一王子社祠官 田中権太夫

居屋敷(宮の東也)宗門一札は犬山御代官所へ差出し、諸事犬山の御支配也。むかしより神職の家にて、安永年中、権太夫といふ人吉田家にて神拜式御相伝有。風折烏帽子・狩衣等着用の御免状名を常盤と改。其子、仕(え、享和)年中に父同様の御免有状。其子当主(田中権太夫)

一、内田村福宮・天道宮の社守 追住徳太夫
是は瑞泉寺持の社也。むかし堀徳太夫といふ。其子内膳代に堀氏を秋江氏と氏改。又、追住と改む。今、徳太夫は相続の人也。宗門改は内田村庄屋支配五人組也。

此家、式百年ほどもむかし、勢州大和泉村より徳太夫といふもの来住すといふ事有。又、産社神主家より相続の人ありて、堀を氏とすと云。追住とは大和泉と云事歟。

一、陰陽師 寺内町石川助太夫重房

居屋敷四拾貳坪、除地。宗門一札、当地寺社御奉行所へ差出し、諸事寺社方の御支配也。当家は源性にて、清和天皇の後胤八幡太郎義家の四男、三津国次郎義明、加賀国石川郡に住す。其孫石川太郎頼房敗軍して犬山に來り、白山社地の北陰に住して修験と成。「今、御城山北の水の手御門内なり」満蔵院義法坊と号す。御城山に鎮座まします貴船大明神は、右満蔵院の鎮守と申伝ふ。織田与次郎信康の御代、御城御造営に付四つ屋に於て七反三畝の地を賜り、易地被仰付。則、四つ屋山満蔵院と号す。「四つ屋とは今のたて寺内町也」四十五世の孫、万蔵院龍光房式十五歳にて登山し、帰院の後八月十五日、平岩七左衛門宅にて月見の酒宴有り、酩酊して、御山行場の

大事を逐一にものがたりす。其神罰を蒙、竜光坊即死す。平岩主計頭思召を以て御家来牧野助左衛門次男助之進を養子相続に被下、陰陽道に職替して軍中博士被仰付、助太夫と改名す。以来、土御門家の御門人にて、天社神道を修行す。余坂村東一本杉は当家先代の墓也。むかしは老丁四方の地なりしが、今は杉の森計りとなる。万蔵院竜光坊もこゝに葬る。今、氏神として八月十五日に祭る。むかしより寺内町木戸外にて御堀際南側に住居給しを、陌並木戸内へ易地の節、石川氏も今(の)片端町にて除地被下置、易地となる。

此石川氏、享保以前の頃、病難にて甚困窮す。相続成がたく強て拝借金等願ひ候処、寺社方より金三步被下置。又々、稗借等も願出候故、かたがた以て五人組に被仰付、町方の御支配と成る。享保十八年に於土御門殿官職被仰付、其上、宗門一札に罷成、寺社方の御支配と相成。先代定之進といふもの、当国味鏡村諏訪主税より相続す。これも至て困窮にて、天明二年に身退く。当主重房は近江国坂田郡柏原宿の産なり。来りて相続す。文化六年より文政二年迄町方の御支配に有之処、同三月より如旧例寺社方諸事御支配に被仰付候。当家に織田白岩様御染筆にて「四つ屋山」と云額のありし由、惜哉、文化七年七月三日、火災にて焼失す。

内田村の鎮座、天道宮は「瀬万の天道」とむかしより申奉る。御城下瀬方に往古は鎮守まします。万造院より守護し奉る社の由にて、於に今、内田村は格別の且家也といふ事聞へにける。元朝に、外はさし置、まづ天道宮へ拝礼し、内田村家毎に祈禱する事、今に怠なし。

右除地に鎮座まします恵比須の社、神体事代主命は吉備大臣の御

作にて、往古、満蔵院より伝来の御神なり。

陰陽師と陰内と差別ある事

一、師は天社神道を修す。内もまた同前たり。しかれども、内は仏法いまだわたらざる以前、死人をとり扱候下役也。故に下職とす。師もまた廿九座に有。これは人の身の上をうらなひ侍る故、廿九座の内也。鎌倉の御代、朝兼威をふるひて廿九座とす。土御門家も、むかし若狭国にて六万石を領し給ふに於て地下人と云。右鎌倉の沙汰によりて帰京し、六万石を捨て如旧堂上と成給ふ。同じ土御門の御門人なれども、師は御目通を仕候事、内は御玄関にて御席上不叶。御国におゐては、師も内も同様の御取扱なれども、差別如此と聞へける。石川助太夫、前文の通にて師也。しかるを、諏訪主税は内より出たるによりて、相続のためにまぎらはし。石川、全く内にあらずと云し。むかし、陰内彦右衛門といふ者有し由、後は町人と成たると聞へける。是も石川氏也と云。石川(助)太夫、当主重房、むかしにもどりて修験に職替す。仍て修験の部・快教院の次に出す。

犬山里語記 卷の二 終

注

- (1) 除地は朱印地に次いで重く取扱われ、寺社境内及び免田畑・居屋敷等、無年貢の証書があるか、又はこれまでの検地帳外書に除地と記してある土地で、租税を免除された。(『地方凡例録』)
- 有坪とは、現在の面積の意。
- (2) 坪とは、立坪に対し、一間四方を有する面積をいう。平地面積。
- (3) 「本藩(尾張藩)に於いては、田畑に対しては六尺二寸五分を一間とし、二間の竿を用い、野方・山方・屋敷地は六尺五寸を以て一間とし、一間平方を一步、三百歩を以て一段とし、只山方に限り三百六十歩を一段とした。屋敷は元禄七年九月、六尺二寸五分を以て一間とすることに改めた。」(『愛知県史』第二巻)
- (4) 「延喜式」中の神名帳に記載された神社。「延喜式」編纂当時(十世紀)に、毎年の祈年祭に神祇官又は国司の奉幣に預かることになっていた社。
- (5) 八足机の略。足が左右に四脚つつある机で、神前の供物を戴せるに用いる。
- (6) 小笠原吉次が犬山城主である時(慶長五(一六〇〇)年(十二(一六〇七)年)、「城代小笠原伊賀守家時在城、慶長年中切牛頭天王宮建立、薩摩守忠吉卿依祈禱病苦也。」(『尾州犬山城主記追加城主歴代記』)
- (7) 松平忠吉(一五八五(一六〇七))。徳川家康の第四子。下野守または薩摩守と称した。家康の関東入国後、武蔵忍城十二万石を与えられ、関ヶ原の役に功をたてて尾張国清州六十二万石を得た。後、廿三歳の若さで江戸に没した。
- (8) 国会図書本・犬山北小本には「日比野伊織輔重義」と記載。
- (9) 国会図書本・犬山北小本。
- (10) 「大山里語記」巻の六に次の記事がある。
(一六八七年)
 「木曾川の洪水度々有れども、貞享四年八月廿六日にヤロカ水と云事有。前代未聞の洪水と云。里語に、ヤロカノと川上より呼りし声聞て、ヨコサバヨコセと答しより洪水と成りし事聞へける。又、寛政十年午四月八日に洪水し、ヤロカに不劣、所によりてはヤロカ(一七九八年)に五寸も高し。」
- (11) 文禄四(一五九五)年より慶長五(一六〇〇)年までの犬山城主。貞清とも称した。(『尾州犬山城主記追加城主歴代記』・『犬山城主考』)
- (12) 国会図書本は「日比野石見守誠」、犬山北小本は「日比野石見守誠」と記載。
- (13) 国会図書本・犬山北小本は「日比野石見」と記載。
- (14) 国会図書本・犬山北小本。
- (15) 織田信雄(一五五八(一六三〇))。織田信長の次子。幼名は茶羹丸または三介。長島の一方向一揆を討って国司となった後、清洲城を中心に尾張・伊賀・伊勢五郡およそ百万石を領した。徳川家康と結んで豊臣秀吉と小牧長久手に戦ったが、その後和した。豊臣氏滅亡後、幕府より大和宇陀および上野などに五万石を与えられ、京都に没した。
- (16) 天文四(一五三五)年より同十六(一五四七)年までの犬山城主。木の下村にあった城を三光寺山嶺に移した。(『犬山城主考』)
- (17) 近藤秀胤本・国会図書本・犬山北小本に記載。

- (18) 同右
- (19) 犬山北小本。
- (20) 社殿のあたり。神前。
- (21) 天皇の印。こゝでは祭神のしるしの意。
- (22) 犬山北小本。
- (23) 写本の段階で、原本の虫喰い個所の表現と考えられる。「者」か。
- (24) 坂迎。境迎。旅行から郷里へ帰ってくる人を国境・村境などまで出迎えること。また、出迎えて酒宴を催すこと。
- (25) 扣。傍にあつて保護すること。こゝでは村が世話をする事。
- (26) 静岡県秋葉山に住んでいた僧で、神通力を得て天狗となり、地上三尺程の高さを飛行したと云う伝説から生れた。秋葉山威徳大権現。
- (27) 『尾州犬山城主記追加城主歴代記』・『尾州丹羽郡犬山城主附』には犬山城主が成瀬正虎の時(寛永二年(万治二年)、城代として都筑市左衛門・鈴木茂兵衛・千田善左衛門・長井源左衛門の名がみえる。
- (28) 「高天原」の神。天にいる神。または天から下った神。たかまがはら
- (29) 点火もの、火をとぼして闇を照した事か。
- (30) 出家のすがた。僧形。剃髪染衣。
- (31) 国会図書本・犬山北小本。
- (32) 遠い祖先。また、四代前の先祖。
- (33) 国会図書本・犬山北小本。
- (34) 神仏に立願する時、冷水を浴びて体のけがれを除き、身心を清めること。(『垢離』。一定時間、言語・行為・飲食を制限し、身を清めて不浄を避けること。(『精進』)。
- (35) 仏を深く信じて仰ぐこと。
- (36) (祭事を行なつて) 神をなぐさめる。
- (37) 大工。
- (38) 密教において、修法の壇の主となる僧をいう。
- (39) 『尾州府志』にみえる「愛宕祠在犬山。宮寺。延命院。天台宗。属愛宕山長床坊」の延命院か。二
- (40) 犬山北小本。二
- (41) 著者信易は鷲見(立石)六右衛門宣豊の娘である益と結婚している。
- (42) 西北の方向
- (43) 在来。古くから伝えられて残っている。もとのまゝである。
- (44) 豊島石。香川県小豆郡豊島に産する角礫凝灰岩。黒色または灰白色。
- (45) 現在、名古屋市東区筒井町にある。浄土宗。慶安四(一六五一)年、尾張藩祖徳川義直のために創建され、開山は廓呑。中興は到譽弁及。尾張家歴代の墓所となる。
- (46) 建中寺創建者徳川光友の子、徳川綱誠(泰心院正誉徹応源誠)か。
- (47) 現在、京都市左京区南禅寺内にある。臨済宗。室町時代に大業徳基が洛北鷹が峰に開いたのを、慶長の始めに以心崇伝が現在地に移して再建した。寛永四(一六二四)年に大改築に着手され、伏見桃山城の一部を移建したと伝えられる大方丈、小堀遠州の設計になる鶴亀の庭、茶室八窓の席が完成した。
- (48) 貢租。
- (49) 垂迹の対。仏・菩薩が衆生済度のために、仮に神としてこの世に現れた垂迹身に対し、その根本の真実身である仏・菩薩を云う。
- (50) 庚申青面の略。庚申侍に祭る神の名。
- (51) 国会図書本・犬山北小本。

62 小笠原吉次。

63 近藤秀胤本・国会図書館本・犬山北小本では、次の如く記されている。「大山之内愛宕屋敷敷共令寄進候、井町次諸役一切赦免之所、如件」

64 花押の写しが小笠原吉次のそれと同一であり、小笠原吉次。

65 小笠原吉次は、松平忠吉没後、慶長十三（一六〇八）年から翌年三月まで、常州（常陸国）笠間藩主として三万石を領した。（『士林泝洄』）

66 安永六（一七七七）年の吉野正張の序がある『犬山城主考』か。

右の書には、「長泉寺、慶長七年六月、小笠原伊賀守家牧建立焉、井堀天王、慶長十年四月、小笠原伊賀守家時建立焉、二人、何人、吉次之家老ナラン也哉」と記されている。

67 応永廿七（一四二〇）年は庚子であり、この近くの丁酉は応永廿四（一四一七）年。

68 幼は幻の誤写か。諦幻院なら、犬山城主「享保十七（一七三二）年、明和五（一七六八）年在城」成瀬正太（諦幻院殿泰翁宗峻大禅定門）のことか。

69 千葉常胤（一一八〇―一二〇一）。平常重の長子。下総国千葉におり千葉介と号した。治承四（一一八〇）年、源頼朝が拳兵の際には一族門客を率いてこれに属し、頼朝の厚い信頼を得た。その後、西国の平家追討や奥州征伐には東海道大將軍として従軍した。

60 近藤秀胤本も「前指」。国会図書館本・犬山北小本は「前立」。

61 慶長三（一五九八）年は戊戌。

62 神社に奉仕する人。神主・神官・神職。主に下級の者を云う。

63 国会図書館本には次の如く記されている。

「日比野伊織輔・日比野但馬、橋爪村田中権太夫、今井分津、羽黒村宮地兵庫・宮地河内、今井村中野左近等の神人被召出候て、町宿え為仰付相勤る事也。」

64 近藤秀胤本・犬山北小本では「弥次右衛門」。国会図書館本では「弥次左衛門」

65 田原藤太。藤原秀郷。平安時代前期の豪族。延喜十六（九一六）年に罪を得て配流された。その後、下野押領使となって付近に勢力を張り、平将門の乱に際して将門方に赴いたが訣別して、平貞盛と共に将門を滅した。後に鎮守府將軍となった。生没年不詳。

66 中山道の宿駅の一つ。

67 著者（肥田信易）が、後日記入しようとしたのであろう。

68 度会延佳（一六一五―一六九〇）。宇治山田に生れた神道家・国学者。従来の外宮神道から仏教的要素を除き、儒学知識を援用して伊勢神道の中興した。著者に「陽復記」・「大神宮神道或問」・「神宮秘伝問答」等がある。

69 近藤秀胤本・国会図書館本・犬山北小本には、「六月」。

70 「齋服。当代装束抄云、齋服、神事之時着之、式は齋服の上に千早を着すなり。是は式法の時なり。千早は織物也。」（『装束集成』）

71 指貫とは袴の一種で、裾を糸でさしぬき、足にくくりすぼめてはくもの。布袴・衣冠・直衣・狩衣などをきる時に、下にはく。

72 杖の頭部に鳩の形をつけたもの。鳩は食する時にむせばない鳥だとして、これにあやかかって老人の用いる杖に鳩の形をつけたもの。高令の祝として、八十才以上の功臣に宮中より与えたりしていた。

73 辰巳。東南の方向。

74 祭の使いなどの特殊な日に限って、身分以上の衣服・車馬を用い

ること。

(75) 底本・国会図書館本・犬山北小本は空白になっている。

近藤秀胤本によつて補った。

(76) 伊勢国のこと。

(77) 源義家(一〇四一—一一〇八)。平安時代末期の武将。頼義の長子。

前九年の役に従い、安倍貞任を討つて功あり、出羽守に任じて帰京。これより大江匡房について兵学を学んだ。後に陸奥守に任じ、鎮守府將軍を兼ねた。

(78) 近藤秀胤本では「子」。

(79) 平岩主計頭親吉。慶長十二(一六〇七)年より同十六(一六一一)年までの犬山城主。(『尾州犬山城主記追加城主歴代記』・犬山城主考)

(80) 安倍晴明(?—一〇〇五)は賀茂保憲に天文・陰陽道を学び、土御門家の祖となった。晴明はその天文・陰陽道をもって朝廷に任ぜ、子孫は代々その業を継いだ。

(81) 土御門神道、安倍神道、安家神道、^{あんげ}天赦神道とも云う。安倍晴明十九世孫と云う有修の時、土御門と名乗り、その五世孫である泰福の開いた神道説。泰福は山崎闇斎の垂加神道を学び、土御門家に伝わる行事学説や伊勢流などの所伝をとり入れて、神道の一派の如くなった。

(82) いろいろな点からみて。

(83) 織田与次郎信康。彼は白岩と号していた。(『尾州丹羽郡犬山城主附』)

(84) 檀家のことか。

(85) 元旦。一月一日。

(86) 二十九の職種で、鎌倉幕府が長吏頭弾左衛門にその支配を命じたと云う。『犬山里語記』巻の六に「長吏共の事」として関連記事がある。

(87) 弾左衛門。『犬山里語記』巻の六には「鎌倉之住藤原団左衛門頼兼」と表記されている。

(88) 清涼殿殿上の間に昇殿を認めらぬ人。位階・官職など公的な地位を持たぬ人。

(89) 清涼殿殿上の間に昇殿を認められた人。地下の対。